

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出の内容（令和3年7月9日届出）

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三洋堂書店いりなか店

名古屋市昭和区隼人町 7番地 7 ほか 1筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)三洋堂書店	午前10時00分	午前 9時00分	午後12時00分	変更なし
(株)マツモトキヨシ	午前10時00分	午前 9時00分	午後12時00分	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物南西側 駐車場①	午前 9時30分から 午前 0時30分まで	午前 8時30分から 午前 0時30分まで
隔地 駐車場②		午前 8時30分から 午後10時00分まで
隔地 駐車場③		午前 8時30分から 午前 0時30分まで

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏 名	代表者の氏名	住 所
安藤 裕子	—	名古屋市昭和区五軒家町 8番地の 5

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)三洋堂書店	代表取締役 加藤 和裕	名古屋市瑞穂区新開町18番22号
(株)マツモトキヨシ	代表取締役 大田 貴雄	千葉県松戸市新松戸東 9番地 1

4 大規模小売店舗の変更をする日

令和 3年 8月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,658平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

18台

(2) 駐輪場の収容台数

24台

(3) 荷さばき施設の面積

35.08平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

8.53立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

上記2(1)で既述

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

上記2(2)で既述

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで